

名古屋都市計画用途地域の変更（日進市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約67ha	5/10 以下	3/10 以下	—	—	10m	5.9%
	約416ha	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	37.0%
小計	約483ha						42.9%
第二種低層住居専用地域	約26ha	10/10 以下	6/10 以下	—	—	10m	2.3%
第一種中高層住居専用地域	約81ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	—	7.2%
	約21ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.8%
小計	約102ha						9.0%
第一種住居地域	約264ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	23.5%
第二種住居地域	約39ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.4%
準住居地域	約25ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.2%
近隣商業地域	約15ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.3%
	約33ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	2.9%
小計	約47ha						4.2%
準工業地域	約106ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	9.5%
工業地域	約33ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.9%
合計	約1,124ha						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

土地区画整理事業に伴い、将来の土地利用計画、周辺の土地利用の状況及び都市施設の整備状況等を総合的に勘案し、計画的な土地利用を図るため、適切な用途地域、建蔽率及び容積率に変更するものである。